



# 第7章

## 介護保険サービスの基盤強化と 人材の確保



# 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

## 1節 介護サービスの充実強化

### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスなどの在宅サービスの強化

#### 現状と課題

##### ■訪問看護等の医療サービスの状況

- ・ 介護サービス事業所数は年々増加傾向にあり、全体的なサービス提供体制の整備は進んでいますが、通所介護や短期入所生活介護などの伸びが大きい一方で、訪問看護等の医療サービスについてはまだ十分に提供されていない状況にあります。
- ・ 今後も要支援・要介護認定者は増加することが見込まれることや、地域によっては施設サービスが大きく伸びないことも予測されており、在宅サービスの重要性は、より一層高まっています。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域によっては中重度の要介護者を支える在宅介護サービス提供体制の整備が進んでいない状況にあります。

#### □介護サービスの種類

|  |             | 県が指定・監督を行うサービス   | 市町村が指定・監督を行うサービス   |   |                                      |
|--|-------------|--|--|---|--------------------------------------|
| 要介護1<br>～<br>要介護5の方  | 居宅系サービス     | ○ 訪問系サービス<br>① 訪問介護<br>② 訪問入浴介護<br>③ 訪問看護<br>④ 訪問リハビリテーション | 居宅介護支援<br>① 居宅介護支援（ケアマネジメント）                                 |   |                                      |
|  |             |  | ○ 通所系サービス<br>① 通所介護<br>② 通所リハビリテーション                         | 地域密着型サービス<br>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>② 夜間対応型訪問介護<br>③ 認知症対応型通所介護<br>④ 小規模多機能型居宅介護<br>⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）<br>⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護<br>⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）<br>⑧ 看護小規模多機能型居宅介護<br>⑨ 地域密着型通所介護 |                                      |
|  |             |  |  | ○ 入所系サービス<br>① 短期入所生活介護<br>② 短期入所療養介護<br>③ 特定施設入居者生活介護  |                                      |
|  |             |  |  |   | ○ 福祉用具サービス<br>① 福祉用具貸与<br>② 特定福祉用具販売 |
|  | 施設サービス      | ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）                                      |  |   |                                      |
|  |             | ② 介護老人保健施設   |  |   |                                      |
|  |             | ③ 介護療養型医療施設  |  |   |                                      |
|  |             | ④ 介護医療院  |  |   |                                      |
|  | 要支援1・要支援2の方 | 介護予防サービス   | ○ 訪問系サービス<br>① 介護予防訪問入浴介護<br>② 介護予防訪問看護<br>③ 介護予防訪問リハビリテーション | 地域密着型介護予防サービス<br>① 介護予防認知症対応型通所介護<br>② 介護予防小規模多機能型居宅介護<br>③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※<br>（グループホーム）<br>※要支援1の方は対象外  |                                      |
|  |             |  |  | ○ 通所系サービス<br>① 介護予防通所リハビリテーション  |                                      |
| ○ 入所系サービス<br>① 介護予防短期入所生活介護<br>② 介護予防短期入所療養介護<br>③ 介護予防特定施設入居者生活介護 |             |  |  |   |                                      |
|  |             | ○ 福祉用具サービス<br>① 介護予防福祉用具貸与<br>② 特定福介護予防福祉用具販売              |  |   |                                      |

## 今後の取組

### ◆サービス提供体制の強化

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について、保険者に対し、導入に向けた情報提供や設備費用の支援を行い、サービス提供体制の整備が進んでいない地域の解消を図ります。

### ◆サービスの質の向上

- ・ サービス従事者の研修体制や、事業者に対する指導監督体制の充実を図ります。

## 2 居宅サービス及び介護予防サービスの供給見込量

### (1) 訪問系サービス

#### 現状と課題

#### ■訪問系サービスの状況

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は今後も増加すると予測されており、訪問系サービスの需要は今後も増加していくものと考えられます。
- ・ 事業者数は、訪問介護、訪問入浴介護については横ばいで推移しており、訪問看護、訪問リハビリテーションは増加傾向にあります。

#### 【秋田県の供給見込量】

##### ① 訪問介護

(単位:千円、回、人)

| 区分   |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問介護 | 給付費 | 7,085,350 | 7,331,182 | 7,659,941 | 8,105,451 |
|      | 回数  | 215,343.9 | 223,010.5 | 233,167.4 | 246,392.7 |
|      | 人数  | 9,778     | 10,147    | 10,524    | 11,368    |

##### ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

(単位:千円、回、人)

| 区分         |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 訪問入浴介護     | 給付費 | 622,503 | 653,134 | 688,300 | 749,273 |
|            | 回数  | 4,425.4 | 4,641.4 | 4,892.4 | 5,326.8 |
|            | 人数  | 1,029   | 1,086   | 1,143   | 1,261   |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費 | 1,889   | 1,890   | 1,890   | 1,890   |
|            | 回数  | 19.9    | 19.9    | 19.9    | 19.9    |
|            | 人数  | 6       | 6       | 6       | 6       |

##### ③ 訪問看護、介護予防訪問看護

(単位:千円、回、人)

| 区分       |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問看護     | 給付費 | 1,060,406 | 1,177,181 | 1,329,721 | 1,679,428 |
|          | 回数  | 15,071.0  | 16,914.1  | 19,288.5  | 24,864.3  |
|          | 人数  | 2,340     | 2,537     | 2,771     | 3,182     |
| 介護予防訪問看護 | 給付費 | 99,431    | 115,402   | 133,780   | 156,891   |
|          | 回数  | 1,634.9   | 1,904.7   | 2,212.8   | 2,609.6   |
|          | 人数  | 305       | 364       | 432       | 515       |

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション (単位:千円、回、人)

| 区分              |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|-----------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 訪問リハビリテーション     | 給付費 | 170,300 | 190,929 | 210,089 | 286,521 |
|                 | 回数  | 4,966.8 | 5,564.4 | 6,120.2 | 8,347.0 |
|                 | 人数  | 491     | 539     | 587     | 680     |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費 | 27,699  | 34,577  | 40,496  | 61,697  |
|                 | 回数  | 839.0   | 1,045.8 | 1,223.2 | 1,862.2 |
|                 | 人数  | 92      | 109     | 125     | 155     |

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 (単位:千円、人)

| 区分           |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 居宅療養管理指導     | 給付費 | 150,656 | 168,781 | 188,414 | 227,572 |
|              | 人数  | 1,851   | 2,056   | 2,280   | 2,730   |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費 | 9,195   | 10,748  | 12,480  | 16,740  |
|              | 人数  | 100     | 114     | 131     | 171     |

資料①～⑤:長寿社会課調べ

※介護予防訪問介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行しています。

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- ・ 訪問系サービスのニーズに応えられるよう、サービス提供基盤の整備に努めるとともに、市町村が地域の実情に合わせて取り組む生活支援サービスの提供を支援します。
- ・ サービス利用者が適切なサービス提供が受けられるよう事業者を指導します。

(2) 通所系サービス

現状と課題

■通所系サービスの状況

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は、今後も増加すると予測されており、通所系サービスの需要は今後も増加していくものと考えられます。
- ・ 通所介護(地域密着型通所介護を含む)の事業者数は増加傾向にあり、通所リハビリテーションは横ばいで推移しています。
- ・ 小規模な通所介護事業所は、平成28年度から地域密着型サービスに移行し、また、介護予防通所介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行しています。

【供給見込量】

① 通所介護 (単位:千円、回、人)

| 区分   |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度     |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|
| 通所介護 | 給付費 | 9,370,340 | 9,599,920 | 9,845,542 | 10,559,597 |
|      | 回数  | 98,059.2  | 100,256.8 | 102,926.7 | 110,443.4  |
|      | 人数  | 11,808    | 12,027    | 12,203    | 12,978     |

② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション (単位:千円、回、人)

| 区分              |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 通所リハビリテーション     | 給付費 | 2,387,839 | 2,433,654 | 2,491,552 | 2,658,120 |
|                 | 回数  | 22,537.0  | 22,990.9  | 23,519.3  | 24,974.3  |
|                 | 人数  | 3,038     | 3,106     | 3,187     | 3,418     |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費 | 283,349   | 296,863   | 314,522   | 345,079   |
|                 | 人数  | 809       | 851       | 906       | 1,008     |

資料①、②:長寿社会課調べ

今後の取組

◆安全で安心なサービスの提供

- ・ 自立支援・重度化防止の観点から、心身機能の維持等に効果的な質の高いサービスを推奨します。
- ・ サービス利用者が適切なサービス提供が受けられるよう事業者を指導します。

(3) 入所系サービス

現状と課題

■入所系サービスの状況

- ・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護は、事業所数及びサービス供給量ともに増加を続けています。

【秋田県の供給見込量】

① 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (単位:千円、日、人)

| 区分           |     | 平成30年度     | 平成31年度     | 平成32年度     | 平成37年度     |
|--------------|-----|------------|------------|------------|------------|
| 短期入所生活介護     | 給付費 | 19,146,537 | 19,398,439 | 19,838,200 | 21,452,328 |
|              | 日数  | 203,696.5  | 206,779.8  | 211,959.0  | 230,316.2  |
|              | 人数  | 9,811      | 9,833      | 9,943      | 10,110     |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費 | 105,352    | 112,486    | 117,821    | 146,868    |
|              | 日数  | 1,599.9    | 1,702.9    | 1,777.6    | 2,165.2    |
|              | 人数  | 206        | 213        | 215        | 226        |

② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 (単位:千円、日、人)

| 区分           |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 短期入所療養介護     | 給付費 | 310,142 | 331,768 | 350,617 | 449,809 |
|              | 日数  | 2,587.9 | 2,771.3 | 2,937.6 | 3,776.2 |
|              | 人数  | 257     | 278     | 294     | 327     |
| 介護予防短期入所療養介護 | 給付費 | 3,917   | 3,907   | 3,915   | 4,447   |
|              | 日数  | 38.4    | 38.3    | 38.4    | 43.8    |
|              | 人数  | 8       | 8       | 8       | 9       |

③ 特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護 (単位:千円、人)

| 区分              |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特定施設入所者生活介護     | 給付費 | 4,291,180 | 4,527,621 | 4,563,316 | 5,246,953 |
|                 | 人数  | 2,082     | 2,193     | 2,210     | 2,535     |
| 介護予防特定施設入所者生活介護 | 給付費 | 229,135   | 243,252   | 243,890   | 292,146   |
|                 | 人数  | 279       | 296       | 297       | 358       |

資料①～③:長寿社会課調べ

## 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

### 今後の取組

#### ◆安全で安心（快適）なサービスの提供

- ・ 地域における入所系のニーズに対し、必要なサービス量を確保するよう市町村を支援します。
- ・ 「地域包括ケア強化法（※）」の施行により、保険者の関与が強化されたことから、短期入所生活介護の新たな整備に当たっては、市町村との協議等を行い適切に対応します。

（※「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布。）

- ・ サービス利用者が適切なサービスを受けられるよう、事業者を指導します。

#### (4) 福祉用具サービス及び住宅改修

### 現状と課題

#### ■福祉用具サービス及び住宅改修の状況

- ・ 要支援・要介護者の生活支援を行っていく中で、福祉用具貸与及び特定福祉用具購入については、介護支援専門員と福祉用具専門相談員の関わりが重要です。
- ・ 福祉用具貸与については、平成29年10月1日貸与分からTAISコード（※）を取得している製品でなければならないこととなっています。
- ・ 住宅改修では、家屋内の手すりの設置や段差の解消、玄関先の段差解消の工事等において、サービス利用の増加が見込まれます。

※ TAISコードとは、5桁の「企業コード」と6桁の「福祉用具コード」を「-（ハイフン）」で結んだ「福祉用具情報システム」（TAIS）上の管理コード。

コードを付すことで情報の共有化を図り、探したい用具をいつでも、どこからでも検索・閲覧することができる。【例:00001-000010】

#### 【秋田県の供給見込量】

##### ① 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

（単位：千円、人）

| 区分         |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 福祉用具貸与     | 給付費 | 2,306,871 | 2,384,977 | 2,472,788 | 2,712,525 |
|            | 人数  | 15,672    | 16,269    | 16,928    | 18,537    |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費 | 221,448   | 232,787   | 244,683   | 278,074   |
|            | 人数  | 3,217     | 3,374     | 3,535     | 3,984     |

② 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売 (単位:千円、人)

| 区分            |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 特定福祉用具購入費     | 給付費 | 101,740 | 104,237 | 107,654 | 124,404 |
|               | 人数  | 314     | 322     | 333     | 386     |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費 | 24,861  | 25,773  | 27,075  | 40,433  |
|               | 人数  | 88      | 92      | 97      | 142     |

③ 住宅改修費、介護予防住宅改修費 (単位:千円、人)

| 区分        |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 住宅改修費     | 給付費 | 246,627 | 270,139 | 301,079 | 366,908 |
|           | 人数  | 227     | 245     | 270     | 324     |
| 介護予防住宅改修費 | 給付費 | 96,390  | 91,054  | 94,663  | 103,088 |
|           | 人数  | 86      | 80      | 83      | 89      |

資料①～③:長寿社会課調べ

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- ・定められた基準に沿って、安全に適正なサービスが提供されるよう事業者を指導します。

(5) 居宅介護支援・介護予防支援

現状と課題

■居宅介護支援・介護予防支援の状況

- ・要支援・要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれることから、利用者の様々なニーズやケースを的確に捉えることができる、介護支援専門員の対応力が求められています。

【秋田県の供給見込量】

① 居宅介護支援 (単位:千円、人)

| 区分     |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護支援 | 給付費 | 5,972,825 | 6,123,029 | 6,310,256 | 6,830,864 |
|        | 人数  | 32,835    | 33,687    | 34,748    | 37,631    |

② 介護予防支援 (単位:千円、人)

| 区分     |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|--------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防支援 | 給付費 | 399,697 | 407,617 | 414,918 | 433,967 |
|        | 人数  | 7,428   | 7,572   | 7,708   | 8,063   |

資料①、②:長寿社会課調べ

今後の取組

◆居宅介護支援・介護予防のための支援

- ・利用者数の増加及び困難な事例にも対応できるよう、介護支援専門員の確保とともに各種研修による資質の向上を図り、その人らしい生活の継続を支援します。

# 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

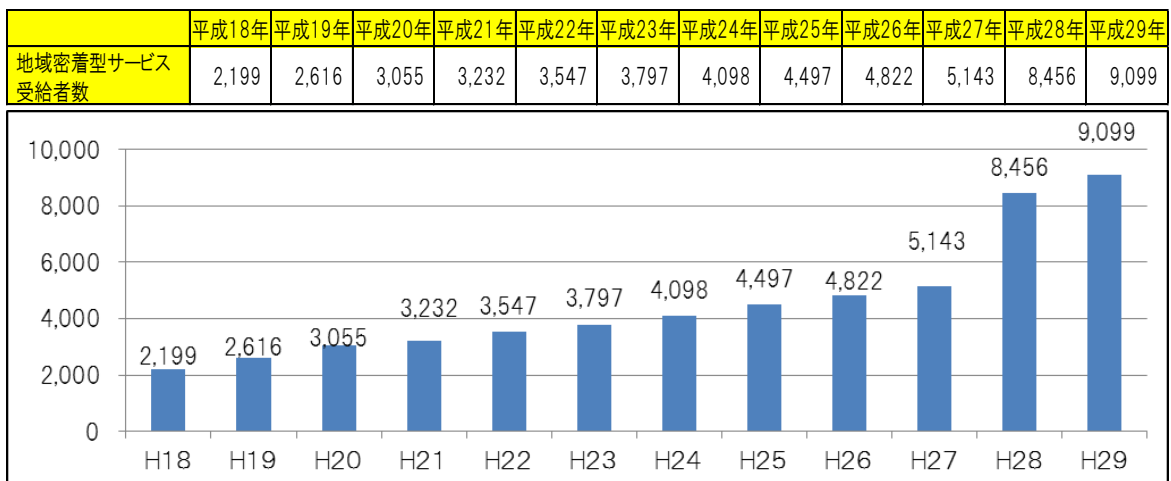
## 3 地域密着型サービスの供給見込量

### 現状と課題

#### ■地域密着型サービスの状況

- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、要介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスの基盤を強化することが重要です。
- 認知症対応型の共同生活介護、通所介護のサービス利用は、今後も増加すると見込まれます。

□秋田県の地域密着型サービス受給者数の推移 (各年10月末現在 単位:人)



資料:介護保険事業状況報告

#### 【秋田県の供給見込量】

##### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (単位:千円、人)

| 区分                   |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護 | 給付費 | 380,354 | 544,380 | 575,125 | 830,368 |
|                      | 人数  | 221     | 316     | 331     | 480     |

##### ② 夜間対応型訪問介護 (単位:千円、人)

| 区分          |     | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 夜間対応型訪問介護看護 | 給付費 | 3,527  | 3,529  | 3,529  | 7,457  |
|             | 人数  | 10     | 10     | 10     | 20     |

##### ③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 (単位:千円、回、人)

| 区分                 |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|--------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 認知症対応型通所介護         | 給付費 | 524,765 | 558,864 | 599,947 | 675,728 |
|                    | 回数  | 4,316.9 | 4,623.6 | 4,951.4 | 5,569.2 |
|                    | 人数  | 441     | 458     | 476     | 506     |
| 介護予防認知症対応型<br>通所介護 | 給付費 | 10,824  | 12,358  | 17,945  | 28,043  |
|                    | 回数  | 113.2   | 129.6   | 179.5   | 268.4   |
|                    | 人数  | 17      | 19      | 23      | 25      |



④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 (単位:千円、人)

| 区分              |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小規模多機能型居宅介護     | 給付費 | 3,501,356 | 3,708,257 | 4,021,002 | 4,393,325 |
|                 | 人数  | 1,641     | 1,705     | 1,828     | 1,987     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 183,736   | 205,587   | 207,520   | 245,461   |
|                 | 人数  | 250       | 277       | 277       | 323       |

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 (単位:千円、人)

| 区分               |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 認知症対応型共同生活介護     | 給付費 | 7,996,239 | 8,256,981 | 8,486,141 | 8,917,365 |
|                  | 人数  | 2,713     | 2,799     | 2,876     | 3,021     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費 | 38,323    | 40,991    | 46,063    | 51,364    |
|                  | 人数  | 15        | 16        | 18        | 20        |

⑥ 地域密着型特定施設入所者生活介護 (単位:千円、人)

| 区分               |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 621,797 | 748,225 | 751,526 | 822,007 |
|                  | 人数  | 275     | 320     | 320     | 349     |

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (単位:千円、人)

| 区分                   |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|----------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費 | 2,636,622 | 2,676,906 | 2,863,966 | 3,143,270 |
|                      | 人数  | 850       | 863       | 921       | 1,012     |

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 (単位:千円、人)

| 区分            |     | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成37年度  |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 350,676 | 478,944 | 508,266 | 684,154 |
|               | 人数  | 119     | 201     | 205     | 265     |

⑨ 地域密着型通所介護 (単位:千円、回、人)

| 区分        |     | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 地域密着型通所介護 | 給付費 | 2,998,379 | 3,263,800 | 3,565,278 | 4,052,291 |
|           | 回数  | 31,090.5  | 33,887.8  | 37,071.0  | 42,229.3  |
|           | 人数  | 4,043     | 4,395     | 4,836     | 5,574     |

資料①～⑨:長寿社会課調べ

**今後の取組**

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- ・ 利用者の在宅生活の継続を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等のサービスについて、市町村に他県等の好事例の情報提供等を行い、啓発に努めるなど、サービスの普及に向けた支援を行います。
- ・ 市町村の日常生活圏域においてサービスが利用できるよう、地域医療介護総合確保基金の有効活用等により、施設整備等について支援します。

## 2節 地域密着型サービス施設等の整備及び開設の支援

### 1 介護保険施設の必要入所定員総数(療養病床からの受け皿整備)

#### 現状と課題

##### ■施設整備の必要性

- ・ 本県の65歳以上人口は、2020年(平成32年)には、約35.7万人(高齢化率37.2%)と推計されていますが、それ以降は、概ね減少に転じると推計されています。
- ・ 一方、高齢化率は上昇を続け、2025年(平成37年)には39.5%となり、2030年(平成42年)には全国で唯一40%を超えて41.0%になると推計されています。(推計値:国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計)
- ・ こうした状況を踏まえ、介護予防や地域包括ケアシステムを推進するとともに、地域密着型サービス施設等の整備を進めていく必要があります。
- ・ 介護保険施設の必要入所定員総数については、今後の高齢者数の推移を見据え、認知症対応型グループホームや有料老人ホーム等の入居施設の整備量とのバランスを図りながら見込む必要があります。

##### ■施設整備に当たっての視点

- ・ 介護保険施設の整備に当たっては、次の点に配慮する必要があります。
- (1) 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重するとともにプライバシーの保護に努め、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、提供するサービスの質の向上に努めること。
  - (2) 施設サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させることが必要であることから、入所決定の過程において、透明性、公平性の確保・徹底を、より一層図ること。
  - (3) サービスの必要量を見極めながら、整備を進めること。

##### ■施設種別ごとの視点

- (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
  - ・ 介護老人福祉施設については、在宅生活が困難な重度者の利用ニーズに対応するため、引き続き計画的に整備を進めていく必要があります。

- ・ また、入所者の尊厳やプライバシー保護に配慮し、入居者個々の状況に対応できる、より質の高いケアを行うため、ユニット型施設の整備や従来型施設のプライバシー改修を引き続き進める必要があります。

## (2) 介護老人保健施設

- ・ 介護老人保健施設については、介護老人福祉施設との役割の違いを明確にし、実態に即した施設整備を進める必要があります。

## (3) 介護療養型医療施設

- ・ 介護療養型医療施設については、病状に応じて医学的管理の下での介護を必要とする人のニーズや利用状況等を踏まえ指定してきましたが、国の施策により、2011年度（平成23年度）末までに廃止（2017年度（平成29年度）末まで期限延長）することとされてきました。
- ・ しかしながら、廃止が進んでいない状況を踏まえ、廃止期限を更に2023年度（平成35年度）末まで延長し、介護医療院（※）等への転換を推進しています。
- ・ 今後は、国の施策を見極めつつ、入所者やその家族が安心して必要な施設サービスを受用することができるように支援していく必要があります。

## 今後の取組

### ◆介護保険施設の整備方針

- ・ 施設整備に当たっては、圏域別の需要動向や在宅サービスの状況、また、認知症高齢者グループホームや特定施設などの利用状況を踏まえ、民間の施設整備とのバランスをとりつつ、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）の活用等により推進していくことを基本とします。

## (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・ 今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点により整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備を進めます。
- ・ また、入所者一人ひとりの意思、人格及びプライバシーを尊重し、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、ユニット型を基本とした施設の整備を進めます。

- ・ ユニット型以外の多床室（従来型多床室）施設においては、ユニット型へ改修するための支援のみならず、地域や利用者の状況等を踏まえ、従来型多床室を維持する必要がある場合は、プライバシー保護のための改修を進めます。

#### (2) 介護老人保健施設

- ・ 今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点より整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備も進めます。
- ・ 在宅復帰を目指すという本来の介護老人保健施設の役割を担うことができず、実質介護老人福祉施設化している施設については、利用者の利便性と地域の需要を踏まえながら、介護老人福祉施設への転換を支援します。

#### (3) 介護療養型医療施設

- ・ 引き続き、国の施策を見極めながら、介護医療院等への転換計画を支援します。

#### (4) 介護医療院（※）

- ・ 国の施策を見極めるとともに、事業者の意向等を踏まえ、介護療養病床施設からの転換を推進します。

※ 介護医療院とは、介護療養型医療施設（介護療養病床）の受け皿となる、新しい介護保険施設であり、以下のような特徴があります。

- ・ 「生活の場としての機能」を兼ね備えている。
- ・ 日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れる。
- ・ ターミナルケアや看取りにも対応できる。

□介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備状況

(単位:人)

| 区 分   |                 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増減<br>(26年度比) |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|---------------|
| 大館・鹿角 | 介護老人福祉施設        | 829    | 858    | 858    | 29            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (58)   | (87)   | (87)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 637    | 637    | 637    | 0             |
|       | 総 数             | 1,466  | 1,495  | 1,495  | 29            |
| 北秋田   | 介護老人福祉施設        | 383    | 478    | 478    | 95            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (40)   | (69)   | (69)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 180    | 180    | 180    | 0             |
|       | 総 数             | 563    | 658    | 658    | 95            |
| 能代・山本 | 介護老人福祉施設        | 607    | 657    | 686    | 79            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (29)   | (29)   | (58)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 395    | 395    | 395    | 0             |
|       | 総 数             | 1,002  | 1,052  | 1,081  | 79            |
| 秋田周辺  | 介護老人福祉施設        | 2,132  | 2,219  | 2,257  | 125           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (163)  | (250)  | (288)  | (125)         |
|       | 介護老人保健施設        | 2,008  | 2,008  | 2,008  | 0             |
|       | 総 数             | 4,140  | 4,227  | 4,265  | 125           |
| 由利かほ荘 | 介護老人福祉施設        | 961    | 990    | 1,040  | 79            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (29)   | (58)   | (58)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 500    | 500    | 500    | 0             |
|       | 総 数             | 1,461  | 1,490  | 1,540  | 79            |
| 大仙・仙北 | 介護老人福祉施設        | 1,100  | 1,100  | 1,100  | 60            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (29)   | (29)   | (29)   | (0)           |
|       | 介護老人保健施設        | 674    | 674    | 674    | 0             |
|       | 総 数             | 1,774  | 1,774  | 1,774  | 60            |
| 横手    | 介護老人福祉施設        | 764    | 764    | 764    | 0             |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (136)  | (136)  | (136)  | (0)           |
|       | 介護老人保健施設        | 450    | 450    | 450    | 0             |
|       | 総 数             | 1,214  | 1,214  | 1,214  | 0             |
| 湯沢・雄勝 | 介護老人福祉施設        | 573    | 573    | 573    | 24            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (138)  | (138)  | (138)  | (44)          |
|       | 介護老人保健施設        | 394    | 394    | 394    | 82            |
|       | 総 数             | 967    | 967    | 967    | 106           |
| 県 計   | 介護老人福祉施設        | 7,349  | 7,639  | 7,756  | 491           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (622)  | (796)  | (863)  | (285)         |
|       | 介護老人保健施設        | 5,238  | 5,238  | 5,238  | 82            |
|       | 総 数             | 12,587 | 12,877 | 12,994 | 573           |

※定員数は各年度における整備実績であり、年度末の指定状況とは必ずしも一致しない。

※()は介護老人福祉施設の内数。

資料:長寿社会課調べ

□介護療養病床施設の転換状況

(単位:人)

| 区 分   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 転換数 |
|-------|--------|--------|--------|-----|
| 大館・鹿角 | 298    | 274    | 274    | 24  |
| 能代・山本 | 129    | 129    | 129    | 0   |
| 湯沢・雄勝 | 10     | 10     | 10     | 82  |
| 県 計   | 437    | 413    | 413    | 106 |

資料:長寿社会課調べ

# 第7章

## 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備計画

(単位:人)

| 区 分   |                 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 増減<br>(29年度比) |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|---------------|
| 大館・鹿角 | 介護老人福祉施設        | 968    | 1,013  | 1,042  | 184           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (87)   | (87)   | (116)  | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 537    | 537    | 537    | -100          |
|       | 総 数             | 1,505  | 1,550  | 1,579  | 84            |
| 北秋田   | 介護老人福祉施設        | 478    | 478    | 478    | 0             |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (69)   | (69)   | (69)   | (0)           |
|       | 介護老人保健施設        | 180    | 180    | 180    | 0             |
|       | 総 数             | 658    | 658    | 658    | 0             |
| 能代・山本 | 介護老人福祉施設        | 686    | 686    | 686    | 0             |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (58)   | (58)   | (58)   | (0)           |
|       | 介護老人保健施設        | 395    | 395    | 395    | 0             |
|       | 総 数             | 1,081  | 1,081  | 1,081  | 0             |
| 秋田周辺  | 介護老人福祉施設        | 2,257  | 2,257  | 2,366  | 109           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (288)  | (288)  | (317)  | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 2,018  | 2,018  | 2,018  | 10            |
|       | 総 数             | 4,275  | 4,275  | 4,384  | 119           |
| 由利かほ荘 | 介護老人福祉施設        | 1,040  | 1,069  | 1,069  | 29            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (58)   | (87)   | (87)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 500    | 500    | 500    | 0             |
|       | 総 数             | 1,540  | 1,569  | 1,569  | 29            |
| 大仙・仙北 | 介護老人福祉施設        | 1,222  | 1,222  | 1,261  | 161           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (29)   | (29)   | (58)   | (29)          |
|       | 介護老人保健施設        | 674    | 674    | 674    | 0             |
|       | 総 数             | 1,896  | 1,896  | 1,935  | 161           |
| 横手    | 介護老人福祉施設        | 764    | 764    | 764    | 0             |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (136)  | (136)  | (136)  | (0)           |
|       | 介護老人保健施設        | 450    | 450    | 450    | 0             |
|       | 総 数             | 1,214  | 1,214  | 1,214  | 0             |
| 湯沢・雄勝 | 介護老人福祉施設        | 597    | 597    | 597    | 24            |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (109)  | (109)  | (109)  | (-29)         |
|       | 介護老人保健施設        | 394    | 394    | 394    | 0             |
|       | 総 数             | 991    | 991    | 991    | 24            |
| 県 計   | 介護老人福祉施設        | 8,012  | 8,086  | 8,263  | 507           |
|       | (地域密着型介護老人福祉施設) | (834)  | (863)  | (950)  | (87)          |
|       | 介護老人保健施設        | 5,148  | 5,148  | 5,148  | -90           |
|       | 総 数             | 13,160 | 13,234 | 13,411 | 417           |

※定員数は各年度における整備予定数。

※()は介護老人福祉施設の内数。

資料:長寿社会課調べ。

□介護療養病床施設の転換計画

(単位:人)

| 区 分   | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 転換数 |
|-------|--------|--------|--------|-----|
| 大館・鹿角 | 274    | 274    | 52     | 222 |
| 能代・山本 | 0      | 0      | 0      | 129 |
| 湯沢・雄勝 | 0      | 0      | 0      | 10  |
| 県 計   | 274    | 274    | 52     | 361 |

資料:長寿社会課調べ

## 2 特定施設の必要利用定員

### 現状と課題

#### ■特定施設の概要と需要見込み

- ・ 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者が、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるものであり、介護保険の対象となります。
- ・ 特定施設の対象となる施設は以下のとおりです。
  - ①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム ③有料老人ホーム
 ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設。
- ・ 特定施設入居者生活介護関連のサービスは、「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」の3種類があり、更に、「特定施設入居者生活介護」については、「介護専用型」「混合型」の2種類があります。
- ・ 入居者が要介護者とその配偶者等に限定されているものが「介護専用型」で、それ以外が「混合型」です。

#### □特定施設入居者生活介護関連のサービスの分類

|                  |       | 指定権者 | 対象者  |
|------------------|-------|------|------|
| 特定施設入居者生活介護      | 介護専用型 | 秋田県  | 要介護者 |
|                  | 混合型   | 秋田県  | 要介護者 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 |       | 各市町村 | 要介護者 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護  |       | 秋田県  | 要支援者 |

- ・ 平成25年から平成29年の5年間において、秋田県の総人口は54,187人減少し、世帯数は3,202世帯減少しています。
- ・ 一方、秋田県の65歳以上高齢者数は23,045人増加し、65歳以上だけの世帯数は19,319世帯増加しています。
- ・ 今後も高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれることから、有料老人ホーム等の介護が付いている住まいのニーズは増加していくものと考えられます。



□秋田県の指定特定施設入居者生活介護の指定状況

(各年度末現在累計 単位:人)

|                  |       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
| 特定施設入居者生活介護      | 介護専用型 | 357    | 432    | 472    |
|                  | 混合型   | 1,986  | 2,061  | 2,125  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 |       | 174    | 243    | 243    |

※平成29年度は平成30年1月現在。

資料:長寿社会課調べ

### 今後の取組

#### ◆特定施設入居者生活介護の普及・推進

- ・ 高齢者の多様なニーズに対応するため、地域の実情に応じて、重度の要介護者が入所する介護保険施設だけでなく、特定施設入居者生活介護の専用型特定施設・地域密着型特定施設入居者生活介護の普及を図ります。

□指定特定施設入居者生活介護の必要利用定員

(単位:人)

|                  |       | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
| 特定施設入居者生活介護      | 介護専用型 | 382    | 382    | 382    |
|                  | 混合型   | 2,460  | 2,603  | 2,603  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 |       | 292    | 316    | 316    |

資料:長寿社会課調べ

□指定特定施設入居者生活介護のうち、混合型の指定可能定員総数

(単位:人)

|          | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 指定可能定員総数 | 1,722  | 1,822  | 1,822  |

※混合型特定施設の入所定員総数に占める要介護者の割合は70%以下としている。

※平成30～32年度の必要利用定員総数を元に、各年度の70%で割り返した値。

資料:長寿社会課調べ

## 3 施設の個室・ユニット化の推進

### 現状と課題

#### ■施設整備に当たっての視点

- ・ 利用者一人ひとりの意思と人格が尊重され、プライバシー保護の下、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように施設を整備することが重要であり、居室の個室化・ユニット化を推進しています。



- ・ しかしながら、地域によっては、従来型多床室のニーズもあることから、その実情に応じて従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を推進する必要があります。

□秋田県の特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護状況

(平成 29 年度末 単位:人)

| 施設種別                   | 定員<br>総数 | ユニット型 | 従来型 |       |       | プライバシー<br>の保護率 |
|------------------------|----------|-------|-----|-------|-------|----------------|
|                        |          |       | 個室  | 多床室   |       |                |
|                        |          |       |     | 改修済み※ | 未改修   |                |
| 特別養護老人ホーム<br>(定員30人以上) | 6,843    | 1,852 | 665 | 977   | 3,349 | 51%            |
| 地域密着型特別養護<br>老人ホーム     | 776      | 720   | 6   | 0     | 50    | 94%            |

※利用者同士のプライバシーを確保するための、建具等で間仕切り等を設置する改修。

資料:長寿社会課調べ

### 今後の取組

#### ◆介護保険施設の個室・ユニット化の推進

- ・ 入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重し、できる限り在宅に近い環境の下で生活ができるよう配慮しながら、より質の高いケアが提供できるよう、個室・ユニット化を積極的に推進します。
- ・ 介護老人福祉施設の創設、増床については、ユニット型による整備を基本として進めることとし、既存施設についても可能な限り個室・ユニット化を推進するとともに、地域や利用者の状況等を踏まえ、従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を支援します。
- ・ 介護老人保健施設の創設にあっては、ユニット型で整備することを基本とし、既存施設についても、個室・ユニット化の改修を支援します。
- ・ 入所者に対する処遇（いわゆる「ユニットケア」）が適切に実施されなければその効果を発揮できないことから、施設管理者や介護職員を対象としたユニットケアに係る理解や意識、介護技術の向上を図るための研修を実施します。

## 3節 介護人材の育成と確保

### 1 介護人材の現状と需給推計

#### 現状と課題

##### ■介護人材の需給推計

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県は、今後、要介護者の増加や介護の担い手の不足などが見込まれ、これに対応するための人材の確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 本県では、人口の約2割が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）には、約25,000人の介護人材が必要になると見込まれています。
- ・ 生産年齢人口の減少が見込まれる中であっても、介護サービスや地域包括ケアシステムを支えるための人材を確保する必要があります。

#### ① 秋田県の介護職員数

（単位：人）

|        | 施設サービス | 居宅サービス | 地域密着型サービス | 合計     |
|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 平成25年度 | 4,855  | 11,654 | 3,534     | 20,043 |
| 平成26年度 | 5,150  | 3,563  | 11,936    | 20,649 |
| 平成27年度 | 5,144  | 3,725  | 12,264    | 21,133 |

資料：厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」

#### ② 秋田県の将来の介護サービス等利用者数に基づき推計した介護職員需要推計（単位：人）

|        | 施設サービス | 居宅サービス | 地域密着型サービス | 合計     |
|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 平成30年度 | 5,476  | 12,575 | 4,873     | 22,924 |
| 平成32年度 | 5,598  | 13,116 | 5,417     | 24,131 |
| 平成37年度 | 5,670  | 13,798 | 5,967     | 25,435 |

資料：厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」

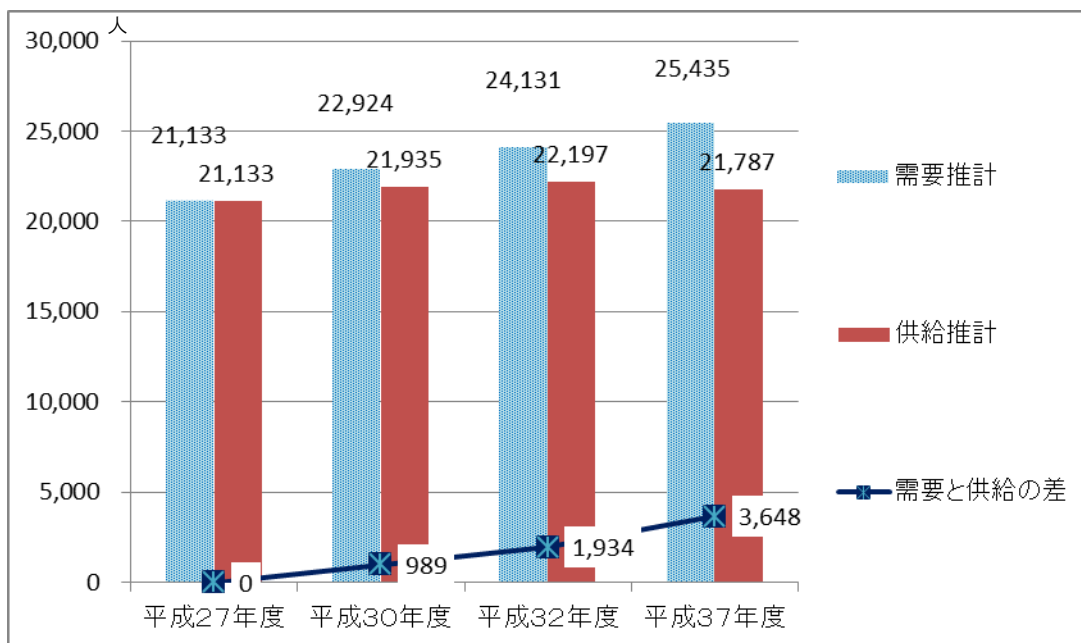
#### ③ 秋田県の将来の介護職員の需給推計

（単位：人）

|        | 需要推計   | 供給推計   | 需要と供給の差 |
|--------|--------|--------|---------|
| 平成27年度 | 21,133 | 21,133 | 0       |
| 平成30年度 | 22,924 | 21,935 | 989     |
| 平成32年度 | 24,131 | 22,197 | 1,934   |
| 平成37年度 | 25,435 | 21,787 | 3,648   |

資料：厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」

□秋田県内の将来の介護職員の需要推計



資料: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

**今後の取組**

◆基盤整備

- ・ 県と介護事業者が共通認識を持ち、お互いに協力しながら取り組む「介護サービス事業所認証評価制度」の普及により、職員の処遇改善や人材育成などに積極的に取り組んでいる優良な事業者を増やし、「見える化」することで、質の高い介護人材の確保・育成を図ります。

◆参入促進

- ・ 労働局や秋田県福祉保健人材・研修センターとの連携により、職業紹介、就職相談会等を実施するほか、中学高校生等の職場体験や中高年齢者を対象とした入門研修・介護体験、離職した介護福祉士等への再就業支援の実施等により、多様な層からの人材の参入を促進します。
- ・ 外国人技能実習制度に「介護」が加わったことや、介護福祉士資格を取得した外国人が日本で就労可能となるなど、介護分野における外国人の受入れの拡大が見込まれますが、その活用や定着には日本語習得などの課題があり、今後の国の支援策の動向等を注視しながら、制度の普及を検討します。

◆資質の向上

- ・ 介護職員等のキャリアアップを図るための各種研修の開催や、関係団体が開催する研修への支援のほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた研修等を実施し、職員の資質の向上を図ります。

## 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

### ◆労働環境・処遇の改善

- ・ 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施により、加算取得を目指す事業者への支援を行い、介護職員の処遇改善を促進します。
- ・ 介護ロボットの導入支援や理学療法士による腰痛等予防対策の普及などにより、労働環境等の改善による人材確保・定着が図られるよう支援します。

### 目 標 値

□介護保険施設等の介護職員数

(単位:人)

|                 | H28(現状値) | H30    | H31    | H32    | H33    |
|-----------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 介護施設等の<br>介護職員数 | 20,891   | 22,750 | 23,300 | 23,850 | 24,400 |

資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

※「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(H30年度～H33年度)にも同様の数値目標を掲げている。

## 2 介護人材の養成状況

### 現状と課題

#### ■介護人材の養成

- ・ 介護の現場で働く人材には、利用者への直接処遇に従事する介護職員のほか、相談援助業務に従事する介護支援専門員や生活相談員、医療行為を担う看護職員やリハビリ職員などがおり、そのほかのサービスを支える職員とともにチームケアにあたっています。
- ・ 生産年齢人口の減少の中で限られた人材を有効に活用するため、それぞれの能力や求められる役割に応じた人材配置や養成を進め、良質なチームケアを提供していく必要があります。
- ・ 介護福祉士については、介護福祉士修学資金等貸付事業により修学資金や実務者研修の受講費用について返還免除付きの貸付を行うなど、養成のための支援を行っています。

□秋田県の介護支援専門員実務研修受講試験合格者数

(単位:人)

| 平成10～24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 5,768     | 257    | 341    | 156    | 148    | 231    | 6,901 |

資料:長寿社会課調べ

□秋田県の主任介護支援専門員研修修了者数

(単位:人)

| 平成10～24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 653       | 79     | 75     | 106    | 83     | 74     | 1,070 |

資料:長寿社会課調べ

**今後の取組**

◆人材の養成支援

- ・ 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及や中高生への介護の出前授業、地域住民に対する介護の仕事を紹介するセミナーの開催等により、介護の仕事の理解促進を図ります。
- ・ 労働局や秋田県福祉保健人材・研修センターとの連携により、職業紹介、就職相談会等を実施するほか、中学・高校生等の職場体験や中高年齢者を対象とした入門研修・介護体験、離職した介護福祉士等への再就業支援の実施等により、多様な層からの人材の参入を促進します。(再掲)
- ・ 介護職員のキャリアアップ、介護技術向上のための研修、介護支援専門員の資質向上研修、主任介護支援専門員に対する指導力等向上研修等を実施し、チームケアにあたる職員の資質の向上を進めるとともに、研修に参加できるよう、研修受講者の代替職員の確保に係る経費助成を行います。
- ・ キャリアパス(ある職位に就くまでの職歴経験)に沿ってチームリーダーを養成していくため、階層別研修の実施や「キャリア段位制度」の普及などに努めます。
- ・ 介護施設等に従事する看護職員に認知症高齢者への対応、感染防止、看取りなど、現場の課題に即した研修を実施し、実務者としての資質の向上を図ります。

□介護支援専門員の必要見込数

(単位:人)

| 区分   | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 就業者数 | 2,354  | 2,389  | 2,426  | 2,547  |

資料:長寿社会課調べ

※秋田県人口の推移等による要介護者数の増加を基に算出している。

### 3 資質向上に向けた取組

#### 現状と課題

##### ■介護人材の資質

- ・ 介護現場での転倒等による骨折や誤嚥などの事故が発生しており、事故の防止、事故発生のリスク軽減に取り組む必要があります。
- ・ また、認知症患者の増加への対応や地域包括ケアシステムの構築に向け、専門知識を有する介護職員等の計画的な養成が必要となっています。
- ・ 人材の量的確保とともに、高い専門性を持った人材を育成するため、専門性、技術レベルの向上を図り、介護サービスの質の向上を目的とした研修の機会等を確保することが必要です。

#### 今後の取組

##### ◆資質の向上

- ・ サービス利用者の処遇改善のため、事故報告の徹底を図り、実態把握に努めるとともに事故防止に向けた指導を継続します。
- ・ 介護職員等の資質の向上に向け、個別ケアの普及を図るための研修を重点的に実施します。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築のため、重要な役割を担う、理学療法士、作業療法士等を対象とした人材育成研修を実施します。
- ・ 認知症介護に従事する職員の資質向上を図るため、引き続き実践的研修を実施するとともに、認知症介護の中核的人材を養成するほか、資質の維持・向上のためのフォローアップ研修への参加を支援します。

### 4 地域医療介護総合確保基金の活用

#### 現状と課題

##### ■地域医療介護総合確保基金の概要

- ・ 団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けて、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等が喫緊の課題となっています。
- ・ このため、平成26年度、国において、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」が創設され、介護分野においては、平成27年度から各都道府県に積み立てられました。（負担割合：国2／3、県1／3）

- ・ 本県では、この基金を活用し、介護保険事業支援計画における施設整備計画に基づき、介護施設等の整備に関する事業、介護従事者の確保に関する事業を実施しています。
- ・ 今後の超高齢社会を見据え、地域密着型サービスの基盤となる施設や事業所を計画的に整備するとともに、要介護者の増加に伴う介護サービス量の増加に対応した人材の確保を進めていく必要があります。

□秋田県の地域医療介護総合確保基金の予算額

| 内容       | 各年度         | 平成27年度                  | 平成28年度                  | 平成29年度                  |
|----------|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|          | 国予算<br>(億円) | 県計画額<br>(基金充当額)<br>(千円) | 県計画額<br>(基金充当額)<br>(千円) | 県計画額<br>(基金充当額)<br>(千円) |
| 介護基盤整備   | 724         | 2,970,049               | 1,303,928               | 675,394                 |
| 介護施設等整備分 | 634         | 2,673,968               | 1,191,148               | 563,033                 |
| 介護従事者確保分 | 90          | 296,081                 | 112,780                 | 112,361                 |

資料：長寿社会課調べ

**今後の取組**

◆基金の活用方針

(介護施設等整備分)

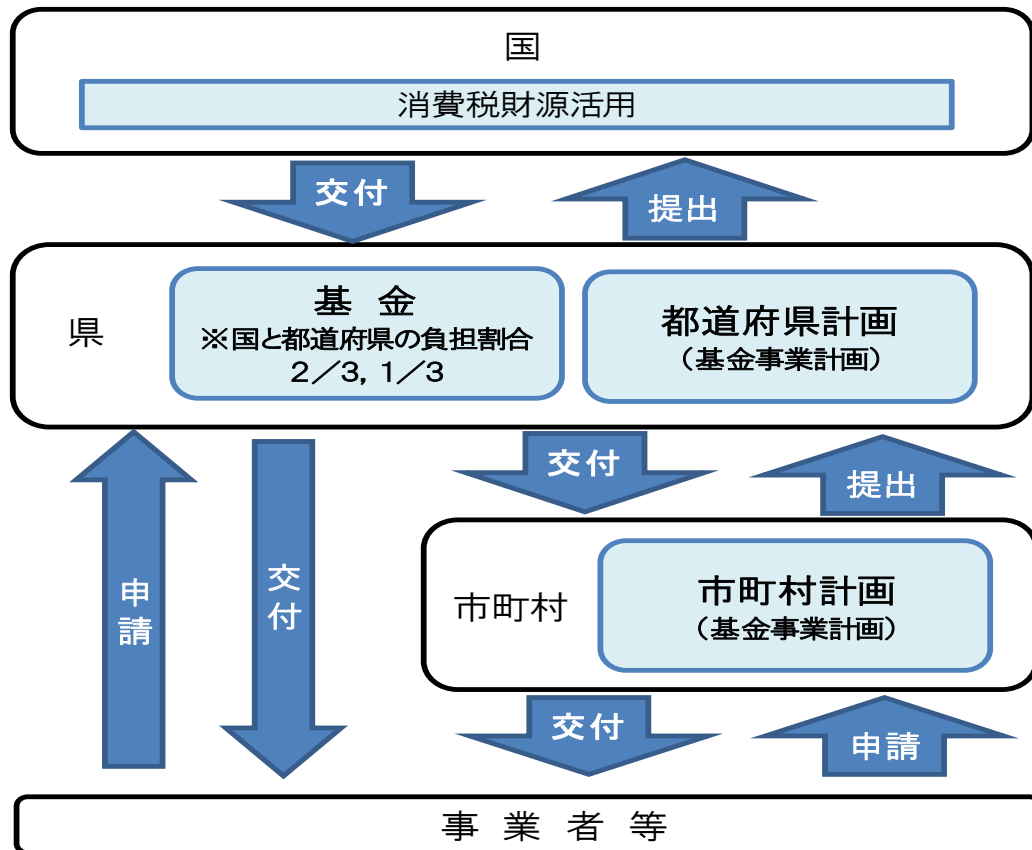
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型サービス事業所の施設整備等を推進します。
- ・ 介護老人福祉施設の多床室において、利用者のプライバシー保護のための施設改修を支援します。

(介護従事者確保分)

- ・ 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及を推進するほか、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」の三つを柱に総合的な対策を推進することにより、介護人材の需給ギャップの解消に努めます。
- ・ 今後も、地域包括システムの構築を推進し、医療及び介護の総合的な確保に向けて積極的に施策・事業を実施します。

## 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

### □地域医療介護総合確保基金の概要



- ・ 毎年度10月頃に、各市町村及び事業者に、来年度の整備量について調査を行う。
- ・ 把握している各市町村の介護保険事業計画の需要見込み等を基に、来年度の事業量を決定し、国へ所要額を報告する。
- ・ 国からは、当該年度に交付決定される。
- ・ 秋田県は原則として当初予算への計上となる。



## 4節 介護サービス情報の公表制度の推進

### 1 介護サービス情報の公表制度の推進

#### 現状と課題

##### ■秋田県の介護サービス情報の公表の状況

- ・ 介護サービス情報は、利用者が適切にサービス提供事業所を選択することができるよう、法律でその公表が義務づけられています。
- ・ 本県では、委託先である秋田県社会福祉協議会に指定情報公表センターを設置し、全てのサービスを対象に情報の公表を実施しています。
- ・ 情報の公表は、指定情報公表センターのホームページで実施しており、介護事業所の比較機能や検索機能などに加え、地域包括支援センター検索及び生活支援等のサービス検索や、「医療機能情報・薬局機能情報提供制度」、「サービス付き高齢者向け住宅情報検索システム」など、他の公的情報提供サービスとの連携を図り、利用者の閲覧性の向上と情報の集約化を進めています。
- ・ また、情報の正確性を担保するため、県が策定した指針に基づき、3年ごとに事業所調査を実施し、適正な公表に努めています。

#### 今後の取組

##### ◆介護サービス情報の機能強化

- ・ 利用者が、身近なところで介護サービスや介護事業者などの情報を得られ、介護事業者をより良く選択できるよう情報公表システム内の情報の充実を図るとともに、利活用が促進されるよう情報公表システムの普及・啓発を促進します。
- ・ また、平成29年度からスタートした「介護サービス事業書認証評価制度」の事業者の取組状況等について情報公表システム内に県独自の項目を設定するなど、事業者が積極的に情報発信できる環境づくりを促進します。

# 第7章

# 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□介護サービス情報公表制度の対象となるサービス一覧

|                     |             | 県が指定・監督を行うサービス   | 市町村が指定・監督を行うサービス  |  |
|---------------------|-------------|--|---|--|
| 要介護1<br>～<br>要介護5の方 | 居宅系サービス     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問介護</li> <li>② 訪問入浴介護</li> <li>③ 訪問看護</li> <li>④ 訪問リハビリテーション</li> </ul> </li> <li>○ 通所系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通所介護</li> <li>② 通所リハビリテーション</li> </ul> </li> <li>○ 入所系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期入所生活介護</li> <li>② 短期入所療養介護</li> <li>③ 特定施設入居者生活介護</li> </ul> </li> <li>○ 福祉用具サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉用具貸与</li> <li>② 特定福祉用具販売</li> </ul> </li> </ul> | 居宅介護支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 居宅介護支援（ケアマネジメント）</li> </ul> 地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>② 夜間対応型訪問介護</li> <li>③ 認知症対応型通所介護</li> <li>④ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）</li> <li>⑧ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>⑨ 地域密着型通所介護</li> </ul>  |  |
|                     | 施設サービス      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>② 介護老人保健施設</li> <li>③ 介護療養型医療施設</li> <li>④ 介護医療院</li> </ul>  |   |  |
|                     | 要支援1・要支援2の方 | 介護予防サービス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防訪問入浴介護</li> <li>② 介護予防訪問看護</li> <li>③ 介護予防訪問リハビリテーション</li> </ul> </li> <li>○ 通所系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> </li> <li>○ 入所系サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防短期入所生活介護</li> <li>② 介護予防短期入所療養介護</li> <li>③ 介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul> </li> <li>○ 福祉用具サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防福祉用具貸与</li> <li>② 特定福介護予防福祉用具販売</li> </ul> </li> </ul> | 地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>② 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※（グループホーム）</li> </ul> ※要支援1の方は対象外 |

## 5節 介護給付適正化の推進

### 1 介護給付適正化計画の推進

#### 現状と課題

##### ■介護給付の適正化

- ・ 高齢者数・要介護者数の増加に伴い、介護サービスの利用者も増加傾向にあります。
- ・ 介護給付費も増加を続け、公費負担の増加や保険料の上昇の要因となっています。
- ・ また、介護サービス事業者も大きく増加しましたが、未だ多くの事業者において、改善を要する事項があることから、国、県及び保険者による事業者への指導・監査の強化が求められています。
- ・ 介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするためには、介護給付の適正化を図り、利用者が真に必要なサービスを過不足なく提供することが大切です。
- ・ 介護給付の適正化のため、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までに県と市町村が取り組むべき目標を定めた「第4期介護給付適正化計画」を策定しています。
- ・ また、2018年度（平成30年度）からは、市町村が定める「介護保険事業計画」の中に、適正化事業に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされています。
- ・ 介護給付の適正化を進めるためには、制度の運営主体である市町村の積極的な取組が重要です。

□秋田県の介護給付費の推計

（単位：百万円）

| 平成12年  | 平成25年  | 平成28年   | 平成32年   | 平成37年   |
|--------|--------|---------|---------|---------|
| 43,926 | 99,925 | 104,730 | 119,633 | 127,621 |

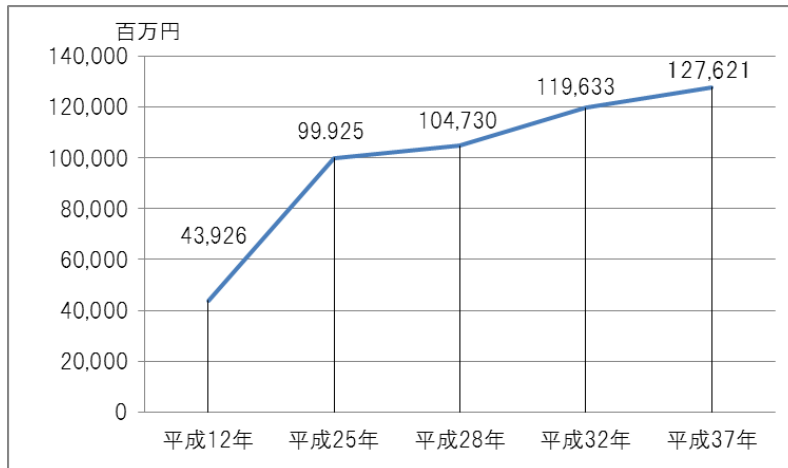
※介護給付及び予防給付の全サービスの給付費の合計。

資料：平成12～28年度「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）

平成32、37年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された推計額

## 第7章 介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

### □秋田県の介護給付費の推計



※介護給付及び予防給付の全サービスの給付費の合計。

資料:平成12～28年度「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

平成32、37年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された推計額

### 今後の取組

#### ◆「第4期介護給付適正化計画」の策定

・ 計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業に市町村が主体的に取り組むことができるよう、以下により支援します。

- (1) 市町村における、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員、主治医に対する研修を実施します。
- (2) 市町村職員等に対する介護給付適正化事業に取り組むための必要な知識の習得を目的とした研修会を実施します。
- (3) 介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催し、ケアマネジメントの適正化を図るとともに、介護支援専門員の指導的立場にある主任介護支援専門員と、地域全体のケアマネジメントの資質向上を目指し、主任介護支援専門員を対象とした研修会を開催します。
- (4) 秋田県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村による介護給付適正化システムの積極的な活用を支援するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会に対する業務委託の調整や市町村の取組事例の情報提供等を行います。

#### ◆適正化事業の推進

・ 事業の実施状況や具体的な内容にも着目し、各事業の実施や内容の改善に向け、県と市町村及び国保連が一体となって取り組めます。

□介護給付適正化事業の実施状況及び実施目標

| 適正化事業                        |  | 実績        | 取組保険者目標率(%) ( )内は保険者数 |          |         |
|------------------------------|--|-----------|-----------------------|----------|---------|
|                              |  | H29までに実施済 | H30                   | H31      | H32     |
| ア. 要介護認定の適正化                 | ①委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検直営で認定調査を行っている場合の実態把握    | 86.4(19)  | 90.9(20)              | 95.5(21) | 100(22) |
|                              | ②格差是正に向けた取組  | 45.5(10)  | 63.6(14)              | 81.8(18) |         |
|                              | ③その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| イ. ケアプランの点検                  | 保険者によるケアプランの点検の実施                                  | 63.6(14)  | 72.7(16)              | 86.4(19) | 100(22) |
| ウ. 住宅改修等の点検                  | ①住宅改修の点検   | 86.4(19)  | 90.9(20)              | 95.5(21) |         |
|                              | ②福祉用具購入・貸与状況の確認                                    | 77.3(17)  | 86.4(19)              | 95.5(21) |         |
|                              | ③その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| エ. 縦覧点検・医療情報との突合             | ①縦覧点検  | 100(22)   |                       |          |         |
|                              | ②医療情報との突合  |           |                       |          |         |
|                              | ③その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| オ. 介護給付費通知                   | ①介護給付費通知の送付  | 68.2(15)  | 72.7(16)              | 80(18)   | 90(20)  |
|                              | ②その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| カ. その他積極的な実施が望まれる取組(給付実績の活用) | ①国保連介護給付適正化システムにおける給付実績の活用                         | 59.1(13)  | 72.7(16)              | 86.4(19) | 100(22) |
|                              | ②その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| キ. 指導監督との連携                  | ①指導監督との情報共有  | 100(22)   |                       |          |         |
|                              | ②苦情・通報情報の適切な把握及び分析                                 |           |                       |          |         |
|                              | ③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導                         |           |                       |          |         |
|                              | ④受給者等から提供された情報の活用                                  |           |                       |          |         |
|                              | ⑤その他、任意の事業   | 適宜実施      |                       |          |         |
| ク. 制度の周知                     | 適正化事業の意義や取組の周知・広報                                  | 45.4(10)  | 100(22)               |          |         |
| ケ. その他                       | ①適正化各事業の実施結果の活用(事業者等へのフィードバック、周知のための勉強会・研修会の開催、等)  | 40.9(9)   | 59.1(13)              | 77.3(17) | 100(22) |
|                              | ②適正化の推進に役立つツールの活用(見える化システム・適正化システム・地域ケア会議のいずれかの活用) | 72.7(16)  | 81.8(18)              | 90(20)   |         |

資料:秋田県介護給付適正化計画

### 2 介護サービス事業者・施設に対する指導・監査

#### 現状と課題

##### ■介護サービス事業者等への指導・監査

- ・ 介護サービス事業者等の育成を支援し、介護サービスの質の確保と、その向上を図るため、実地指導、集団指導等を定期的実施していますが、未だ多くの事業所において、改善を要する事項が認められています。
- ・ 介護サービス事業所数は今後も一定の増加が予想されることから、引き続き介護保険制度に対する正しい認識と理解が得られるよう指導する必要があります。
- ・ 指定基準違反や不正請求等の疑いのある事業所に対しては、迅速、かつ、的確に監査を行うなど、厳正に対処する必要があります。
- ・ 介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供のほか、法令遵守等のための業務管理体制の整備と届出が義務づけられています。

#### 今後の取組

##### ◆事業者への指導・監査

- ・ 介護サービスの質の確保と向上を図るため、実地指導、集団指導、監査等を実施します。
- ・ 不適切な介護サービスの提供や不正請求等が疑われる場合や、利用者・従業員等からの通報事案等に対しては、迅速に監査を行うなど厳正に対処します。
- ・ 介護職員の労働環境も含め、法令遵守等のための業務管理体制の整備について、指導します。